

化審法改正の10の問題点

化学物質政策基本法を求めるネットワーク
(ケミネット)

総括

今回の化審法改正案は、製造量等の届出を事業者に義務づけたこと、既存化学物質対策に着手したこと、対象を難分解性物質に限定しない仕組みとしたことなど評価される点もあるが、その一方で、国際目標や諸外国の動きに照らすと、以下のとおり数多くの問題点が山積している。これらの中には、直ちに本改正案に盛り込まれるべきものもあるが、化審法のみでは対処できない事項も含まれている。前者については本改正案の修正がなされるべきである。後者については、できる限り早期に化学物質管理についての総合的な戦略を立案し、その上で、化審法を含む個別法の見直しを行う必要がある。そのためには、本化審法改正と同時に、基本理念と、化学物質管理を一元化するための省庁横断的組織を定める基本法を制定することが望まれる。

10の問題点

問題点 :ヨハネスブルクサミットで合意された2020年目標を達成するためには、今回の化審法改正だけでは十分でない。

2020年目標は、人の健康や環境への影響を最小化する生産と使用を確立することを求めている。この目標を実現するために、EUのREACHでは、データの届出の義務化とともに高懸念化学物質への規制強化(許可制の導入)を定めている。今回の改正内容は、既存化学物質のリスク評価を促進させるものではあるが、高懸念化学物質の生産・使用規制という観点からは極めて不十分である。また、消費者製品中の有害化学物質規制の強化等の対策は、現行の化審法の枠組みだけでは対処できない。2020年目標を実現するための国家戦略を多様なステークホルダー参画の下にすみやかに立案し、その下での個別法整備をすすめるべきである。

問題点 : 化審法の適用範囲の見直しがなされていない。

改正法は、化学物質についての製造数量等や毒性データ等の届出を義務づけているなど、一般法的性格を有しているが、規制については、環境を経由した人の健康等の被害の防止に限定されている。このような化審法の位置づけを抜本的に見直す必要がある。

問題点 : 予防原則・代替原則・市民参加の原則が明記されていない。

国際的に共通原則となりつつあるこれらの諸原則を法律の中に明記すべきである。

問題点 : 事業者毒性データ等の届出を義務づけていない。

今回の改正は、事業者製造量等の届出を義務化しているが、毒性データの届出については、必要があると認められる場合に、しかも任意の提出にとどまっている。しかし、化学物質の管理はハザードをベースにしたリスク評価を基本とすべきであり、事業者には製造量等とともに、毒性データ等の届出を義務づけるべきである。

問題点 : 「優先評価化学物質」の概念・選定基準が明確でない。

どのような基準で「優先評価化学物質」とするのかを法律の中で明確に定めておくべきである。また、劣後に分類された化学物質についても、2020年までにリスク評価を完了する必要がある。

問題点 : 「第1種特定化学物質」の規制は緩和すべきではない。

現行法の14条2号では、「第1種特定化学物質」については、「主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関する」用途に使用してはならないとされている。「第1種特定化学物質」の性状・有害性を考えると、一般消費者の生活用品に使用させるべきでないことは当然であり、この規定を緩和すべきではない。

また、「第1種特定化学物質」については、基準適合及び表示の義務づけだけではなく、廃止年限を明確にした上で、事業者による期限内の回収・適正処理を義務づけるべきである。

問題点 : 「第2種特定化学物質」の選定基準や選定プロセスが明確でない。

難分解性物質に限定しないものと説明されているが、文言上は「その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて」となっている。良分解性物質も対象とすることを含め、選定基準を明確にすべきである。また、現行の「第2種特定化学物質」はわずか23物質(5種の化合物)にとどまっており、指定物質数を拡大する必要がある。そのためにも、選定基準・選定プロセスを法文上明確にしておくことが必要である。

問題点 : ナノ物質について「新規化学物質」として管理することが明記されていない。

ナノ物質はサイズが小さくなることで特性が大きく変わり、新たな材料として期待される一方、新たな有害性が懸念されている。すでにナノ物質が人と生態系に重大な影響を及ぼす可能性があることを示唆する多くの研究が発表されているにもかかわらず、ナノ物質に関するデータ及び管理基準なしに様々なナノ製品が市場に出ている。製造者に対しナノ物質の特性、製造量、用途、及び毒性データを早急に提出させるとともに、ナノ物質管理基準を確立すべきである。

問題点 : GHSに準拠した表示が義務づけられていない。

「第1種特定化学物質」「第2種特定化学物質」にしか表示が義務づけられておらず、しかもGHSに準拠すべきことが明記されていない。全ての化学物質を対象に、GHSに準拠した表示を義務づけるべきである。

問題点 : 消費者にまで情報が伝達される仕組みがない。

化学物質による健康や環境への悪影響を避けるためには、化学物質を使用する者が、当該化学物質が有する危険性や有害性などについて理解していなければならないことは当然である。ところが、改正法ではそのような情報が消費者にまで伝達される仕組みが全く欠如している。